

■ 令和5年度改正対応版の書籍詳細

税理士 金井 恵美子／編著

令和5年4月25日発売 定価：1,200円(本体1,091円+税)

B5判 2色刷り 112頁

**〈5年度改正に対応〉**

**旧版より20ページ以上増加し、  
制度の詳細・実務の疑問をわかりやすく解説！**

- 巻頭見開き「制度概要の早わかりページ」を掲載
- 新たに、免税事業者のための登録検討フローチャートを追加
- 各セクションに設けたQ & Aで、事業者や実務家の疑問をわかりやすく解説

令和5年度改正対応

# 消費税インボイス制度の 詳細解説 Q&A

税理士 金井恵美子

制度概要早わかり・免税事業者のための登録検討フローチャート

# 目次

【早わかり インボイス制度の概要】	1
参考資料 【免税事業者がインボイス発行事業者になるかどうかの検討】	2
【取引先との連絡文書の例】	112

## 第1章 インボイス制度と事業者免税点制度

I 仕入税額控除の役割	11
1. 一般課税	11
2. 簡易課税	11
II インボイス制度は事業者登録が基礎	13
III 事業者免税点制度	13
IV 「納税の義務」と「控除の権利」	14
V 利益の減少	14
VI 課税事業者の選択の検討	15
1. 事業を継続するために	15
2. 小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（2割特例）	15
3. 簡易課税制度選択届出書の届出時期の特例	19
4. 免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置（8割・5割控除）	20
5. 業種ごとの具体的な検討	21
6. 免税事業者が交付する請求書等	23
VII 仕入先が登録しない場合の対応	23

R5  
改正

R5  
改正

## 第2章 課税事業者の事前準備

I 準備のポイント	26
II 補助金の活用	26
III システム修正費用の取扱い	27

## 第3章 インボイスとは

I 適格請求書（インボイス）	28
II 適格簡易請求書（簡易インボイス）	28
III 適格返還請求書（返還インボイス）	29
IV 電子インボイス	30
Q&A	31
(1)登録番号の変更はできる？	31
(2)区分記載請求書等とインボイスの違いとは？	31
(3)インボイス発行事業者の名称として屋号の記載はできる？	32

(4)取引の内容の記載はどうか？	33
(5)軽減税率の対象である旨の記載はどうか？	33
(6)インボイスに記載する消費税額等の計算方法は？	34
(7)消費税額等の1円未満の端数処理はどうか？	34
(8)複数の取引をまとめた請求書の消費税額等の端数処理はどうか？	35
(9)簡易インボイスを交付することができる業種とは？	35

## 第4章 納付すべき消費税額の計算

<b>I 納付すべき消費税額の計算方法</b>	<b>36</b>
<b>II 売上税額の計算方法</b>	<b>36</b>
1. 原則【割戻し計算】	37
2. 特例【積上げ計算】	37
<b>III 仕入税額の計算方法</b>	<b>38</b>
1. 原則【積上げ計算】	38
2. 特例【割戻し計算】	39
<b>IV 計算方法の組み合わせ</b>	<b>40</b>
<b>Q&amp;A</b>	<b>41</b>
(1)売上税額：旧規則22条1項の特例との相違点は？	41
(2)売上税額：仕入明細書を受領した場合にインボイスの写しの保存はどうか？	42
(3)売上税額：簡易インボイスに消費税額等の記載がない場合に積上げ計算はできる？	42
(4)売上税額：顧客がレシートを受け取らない場合に積上げ計算はどうか？	43
(5)売上税額：小売業者で積上げ計算の適用が難しい場合はどうする？	43
(6)仕入税額：兼業の場合に割戻し計算の制限はどうか？	44
(7)仕入税額：いつから積上げ計算に変更する？	45
(8)仕入税額：財務会計システムによる帳簿積上げ計算はどうか？	45
(9)仕入税額：帳簿積上げ計算における「課税仕入れの都度」とは？	46
(10)仕入税額：帳簿積上げ計算において仮払消費税額等の端数処理はどうか？	47
(11)仕入税額：決算をまたぐ期間のインボイスを受領した場合にどうか？	47

## 第5章 事業者登録制度

<b>I 登録手続き</b>	<b>48</b>
1. 登録の要件	48
2. 書面による申請	48
3. e-Taxによる申請	48
4. 電気通信利用役務の提供に係る登録国外事業者	49
<b>R5改正</b> 5. 令和5年10月1日に登録する場合	49
<b>II 免税事業者の登録手続き</b>	<b>50</b>
1. 課税事業者選択届出書の提出を不要とする経過措置	50
<b>R5改正</b> 2. 令和5年10月1日に登録する場合	51

<b>R5 改正</b>	3. インボイス制度開始後に登録する場合	51
	4. 2年縛りの適用	52
<b>R5 改正</b>	5. 納付税額の計算	52
	<b>Ⅲ インボイス制度開始後に法人を設立する場合</b>	<b>53</b>
	<b>Ⅳ 登録の取消し</b>	<b>53</b>
<b>R5 改正</b>	1. 免税事業者となるための登録の取りやめ	53
	2. 事業を廃止した場合	54
	3. 職権による登録の取消し	54
	<b>Ⅴ 適格請求書発行事業者の公表</b>	<b>55</b>
	1. 登録簿への登載日の翌日に掲載	55
	2. 公表期間は登録の取消し後7年間	55
	3. 公表サイトによる検索	55
	4. Web-API機能	56
	5. 変更の届出	56
	<b>Q&amp;A</b>	<b>57</b>
	(1)人格のない社団等はインボイスの交付ができる?	57
	(2)任意組合等はインボイスの交付ができる?	57
	(3)個人事業者の屋号等の公表はできる?	58
	(4)インボイス発行事業者が死亡した場合はどうなる?	59

## 第6章 インボイス発行事業者の義務 ～インボイスの交付と写しの保存～

	<b>Ⅰ 交付と保存の義務</b>	<b>61</b>
	<b>Ⅱ 交付義務の免除</b>	<b>61</b>
	1. インボイスの交付義務の免除	61
<b>R5 改正</b>	2. 返還インボイスの交付義務の免除	62
	3. 登録に変更があった場合	62
	<b>Ⅲ 偽インボイスの交付の禁止</b>	<b>63</b>
	1. 禁止行為	63
	2. 罰則	63
	<b>Ⅳ 写しの保存期間</b>	<b>63</b>
	<b>Q&amp;A</b>	<b>64</b>
	(1)インボイスの交付義務が免除される取引とは?	64
	(2)インボイス交付義務の免除と仕入税額控除との関係は?	64
	(3)セルフレジで精算する場合、自動販売機特例の対象になる?	65
	(4)顧客が消費者である場合、インボイスの交付は必要?	65
	(5)複数の書面によるインボイスの交付はできる?	67
	(6)納品書と月次請求書でインボイスとする場合の消費税額の計算は?	68
	(7)データと書面をあわせてインボイスとすることができる?	69
	(8)インボイスと返還インボイスを一の書類で交付できる?	69
	(9)出精値引きがある場合のインボイスの記載は?	70

(10) 軽減税率・標準税率の売上合計額からの一括値引きはどのように？	72
(11) 売手が振込手数料を負担する場合のインボイスはどうか？	73
(12) 農協特例とは？	74
(13) 農家が直販所に委託する場合の農協特例の適用は？	75
(14) 委託販売の代理交付と媒介者交付特例とは？	75
(15) 媒介者交付特例の適用範囲は？	77
(16) 共有不動産の貸付けの場合、インボイスの交付はどうか？	78
(17) 工事進行基準を適用している場合、インボイスの交付はどうか？	79
(18) インボイスの記載事項を誤った場合、罰則は適用される？	80
(19) 前月の請求金額に訂正がある場合はどうする？	81
(20) 紙のインボイスを交付した場合の写しの保存は、コピーに限られる？	81
(21) 書面で交付したインボイスのデータ保存はできる？	81
(22) 電子インボイスを提供した場合の保存はどうか？	82

## 第7章 仕入税額控除の要件

<b>I 帳簿の記載事項</b>	<b>83</b>
1. 国内において行った課税仕入れ	83
2. 保税地域からの課税貨物の引取り	83
<b>II 保存すべき請求書等</b>	<b>84</b>
<b>III 帳簿及び請求書等の保存期間</b>	<b>84</b>
<b>IV インボイスの保存を要しない取引</b>	<b>85</b>
1. 災害等の被災者の特例	85
2. 特定課税仕入れに係る特例	85
3. 個別取引に係る特例	85
<b>R5改正</b> 4. 中小事業者の1万円未満の課税仕入れに係る経過措置（少額特例）	87
<b>Q&amp;A</b>	<b>88</b>
(1) 公表サイトの活用方法は？	88
(2) 受け取ったインボイスに誤りがあった場合どうする？	89
(3) 公共交通機関特例の3万円未満の判定はどうか？	89
(4) インボイス不要の出張旅費と通勤手当の範囲は？	90
(5) コーポレートカードを利用する場合も出張旅費特例の適用がある？	91
(6) 卸売市場特例で保存すべき請求書等は？	92
(7) オートオークション会場で中古車を購入したときは？	92
(8) 口座振込で支払う家賃のインボイスの保存はどうか？	93
(9) 経費の立替払を行った場合のインボイスの保存はどうか？	94
(10) 見積りインボイスで仕入税額控除はできる？	95
(11) 仕入明細書を活用する場面は？	97
(12) 仕入明細書の相手方への確認方法は？	97
(13) インボイスと仕入明細書を一の書類で交付できる？	98
(14) EDIによる請求レス取引は仕入税額控除の要件を満たすことができる？	99

(15)個人事業者からの家事用資産の購入は仕入税額控除できる？	100
(16)委託販売の純額処理でインボイスの保存は必要？	100
(17)出来高検収書で仕入税額控除はできる？	101
(18)郵便切手類に係る仕入税額控除の時期はどうなる？	102
(19)電子インボイスの交付を受けた場合の保存方法は？	103
(20)売手と買手の計上時期が違う場合はどうする？(令和5年10月1日をまたぐ取引)	104
(21)リース料の支払いはどうする？(令和5年10月1日をまたぐ取引)	104
(22)短期前払費用はどうなる？(令和5年10月1日をまたぐ取引)	105
(23)未成工事支出金はどうなる？(令和5年10月1日をまたぐ取引)	105
(24)建設仮勘定はどうなる？(令和5年10月1日をまたぐ取引)	106

## 第8章 経理処理

<b>I 課税事業者の経理方式</b>	<b>107</b>
<b>II 免税事業者の経理方式</b>	<b>107</b>
<b>III 税抜経理方式</b>	<b>107</b>
1. 原則	107
2. 仮払消費税等を計上した場合	108
3. 令和5年10月1日から令和8年9月30日までの経過措置	110
4. 令和8年10月1日から令和11年9月30日までの経過措置	110
5. 交際費等の損金不算入制度との関係	111

# 第1章 インボイス制度と事業者免税点制度

## I 仕入税額控除の役割

消費税は最終消費に負担を求めるものですが、消費者に対する取引だけに限らず、事業者が行うすべての資産の譲渡等を課税の対象としています。そのため、事業者は、商品の流通において取引のたびに課税された税が累積しないように、前段階の税額を控除して納付すべき税額を計算します。

$$\text{納付すべき消費税額} = \text{課税売上げに係る消費税額} - \underbrace{\text{課税仕入れ等に係る消費税額}}_{\text{仕入税額控除}}$$

最終消費に課税する消費税の趣旨からすると、仕入税額控除による税の累積の排除は、確実に行われなければなりません。

したがって仕入税額控除は、他の税においてみられるような一定の納税者に対する優遇や特典として存在する税額控除とは、その位置づけが異なります。売上げに係る消費税額と仕入れに係る消費税額とは、車の両輪の関係にあり、そのいずれもが正しく把握されてこそ、納付すべき消費税額の適正な算定が可能となります。控除する税額「控除対象仕入税額」の計算には、一般課税と簡易課税があります。

### 1. 一般課税

一般課税は、現実に行った課税仕入れ等の支払額に基づいて控除額を計算する方法です。帳簿及び請求書等を保存することが適用の要件となります。

インボイス制度では、請求書等はインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスでなければなりません。

### 2. 簡易課税

#### (1) 控除対象仕入税額の計算

簡易課税制度は、売上税額にみなし仕入率を適用して控除対象仕入税額を計算する方法です。実際の課税仕入れ等を計算の基礎としないので、帳簿及

## 第2章 課税事業者の事前準備

### I 準備のポイント

インボイス制度においてインボイスは、仕入れをする事業者の納付税額を減らすための金券であるといえます。売手には、適正なインボイスを交付することが求められ、買手は、取引ごとに確実にインボイスの交付を受け、これを保存するオペレーションを整える必要があります。

#### 売手としての事前準備

##### I インボイス発行事業者の登録申請

- 令和5年10月1日に登録する場合の申請期限は9月30日（早めに申請する）

##### II インボイスの交付方法の決定とシステムの改修

- インボイスの交付方法と写しの保存方法を検討する
- システムベンダー等に、費用と作業工程を確認する
- 登録通知を受けた時点で登録番号の記載が可能

##### III 取引先に登録番号とインボイスの交付方法を連絡

- 登録完了の旨、インボイスの交付方法等を取引先へ連絡する

#### 買手としての事前準備

##### I 取引先の登録の有無を確認

- 仕入先の登録状況を把握し、インボイスの様式と受領方法を確認する

##### II インボイスの保存方法の検討とシステムの改修

- 仕入先が行う様々な交付方法に対応する必要がある
- 仕入先の交付方法に対する要望と仕入明細書方式の検討を行う
- システムベンダー等に、費用と作業工程を確認する

##### III 仕入先が登録しない場合の対応の検討

- 独占禁止法等の法令を遵守して、取引額変更の交渉、仕入先選定の見直し等を行う

### II 補助金の活用

インボイス制度への対応も見据えたデジタル化や販路開拓等の取組みにおいて、IT導入補助金、小規模事業者持続化補助金を活用することができます。

IT導入補助金は、安価な会計ソフトも対象となるよう、補助下限額が撤廃されています。また、小規模事業者持続化補助金は、税理士相談費用、機械装置導

## 【Q&A】

### (1)登録番号の変更はできる？

#### Question

個人事業者です。通知を受けた登録番号の語呂が悪いので変更を希望しています。どうしたらいいですか？

#### Answer

登録番号の構成は、「T」＋ 数字13桁（例：T1234567890123）です。  
法人は、マイナンバー法によって付番された法人番号が数字13桁の部分となります。  
個人事業者はマイナンバーを使用しないで、新たな番号が付番され、通知されます（イボイ通達2-3）。この通知を受けた登録番号の変更を求めることはできません。  
なお、インボイスへの登録番号の表記は、全角・半角を問いません。

### (2) 区分記載請求書等とインボイスの違いとは？

#### Question

区分記載請求書等とインボイスの違いを説明してください。

#### Answer

区分記載請求書等の記載事項に、「登録番号」「適用税率」「消費税額等」の3項目を追加すると、インボイスの記載事項となります。既存の記載事項についての変更は、売手の氏名又は名称が「インボイス発行事業者の氏名又は名称」になることと、対価の額を「税抜き又は税込みのいずれかの金額」で表示することができるようになることです。  
これ以外は、区分記載請求書等の記載事項と同じです。  
したがって、インボイス制度対応のための請求書発行システムの改修や請求書等の様式の見直しは、追加事項について検討すればよいということになります。